

宴会催事規約

ニューミヤホテル（以下「当ホテル」）では、宴会・催事等（以下「宴会等」と称します）のための宴会場ご利用に関し、次のとおり規約を定めておりますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。ただし、個別の契約において、当ホテルとの間で別途取り決めを行なう際は、その取り決め条件に従うこととします。

【契約の成立】

第1条

1 宴会等のご利用にあたっては、ニューミヤホテル宴会約款（以下「本約款」と称します）の内容を了承の上、当ホテル所定の申込書等にご記入をお願いいたします。

1) お申込みは直接ご来館いただき、お電話等にて承ります。

2) お申込みの際には、ご利用日、主催者名、申込者氏名、人数、ご連絡先、ご利用内容等、当ホテルが必要とする事項について、確認させていただきます。ただし、ご利用内容によっては、お申込みをお断りする場合がありますのでご了承ください。

3) 施設の利用料金、サービス内容及び施設利用にあたっての注意事項等についてお客様へ告知し、申し込みを承諾したときに契約が成立するものとします。契約成立後、当ホテルからお見積金額を書面にて提示いたします。

4) 契約が成立した場合、お申込金を申し受けた場合がございますので、ご了承ください。

【宴会等の利用時間】

第2条

1 宴会等の利用時間は、あらかじめお客様と取り決めていただきました時間内とさせていただきます。

1) 利用時間及び料金は別途料金表をご参照ください。

2) お客様のご都合により、あらかじめ取り決めた利用時間が超過した場合は、所定の超過料金を頂戴いたします。ただし、当日の会場予約状況によっては、利用時間の超過に応じられない場合もありますので、ご了承ください。

3) 利用時間には、会場の準備（持込み品の設営等）から撤去に要する時間を含みますのでご了承ください。

【有料人数の確定】

第3条

1 料理等をご用意させていただく人数の最終ご注文数は、ご利用日の前日（以下「最終連結日時」と称します）までに当ホテルとの約担当にご連絡ください。ご連絡を頂いた後は、発注の他の手配が完了しておりますので、最終連結日時を過ぎて料理等の数量が減少した場合には、別に定める料金を請求させていただきます。なお、最終連結日時前に料理等の数量の減少のご連絡をいただいた場合でも、既に発注、その他の手配が完了している別注品等につきましては、該料金を請求させていただきます。

【お客様による装飾・演出等の手配】

第4条

1 宴会等に関する装飾・演出等は、当ホテルの指定事業者に手配させていただきます。ただし、当ホテルの了解のもと、お客様の手配まである場合は、宴会等を開催する装飾機器等の搬入・搬出・看板のサイズ、その他の取り付け方法、設置場所につきましては、当ホテルの美観、動線等を踏まえて当ホテルが定めるルールのもとに実施していただくよう当ホテルより事業者の方々に指示させていただきます。事業者の方々には当ホテルからの指示に従っていただきます。

【費用の支払い】

第6条

1 宴会等に関する一切の費用は、原則として当日の宴会等終了後、現金又はクレジットカードでお支払い願います。なお、後のご精算をご希望される場合は、あらかじめ当ホテルの予約担当までお申し出ください。

【お客様のご都合による解約】

第7条

1 既に契約されたご宴会をお客様のご都合により、お取り消しになる場合は、以下の解約料金を頂戴いたします。

解約期日	会場貸し解約料金
お申込日から開催日の60日前まで	ご予約会場の正規会場料の20%
開催日の59日前から30日前まで	ご予約会場の正規会場料の50%
開催日の29日前から10日前まで	ご予約会場の正規会場料の60%
開催日の9日前から3日前まで	ご予約会場の正規会場料の70%
開催日の前日	ご予約会場の正規会場料の80%
開催日の当日	ご予約会場の正規会場料の100%

※ 既に往、その他の手配が完了しているものについては、前記解約料金のほかに印刷物等はその料金を頂戴いたします。

※ お申込金及び内金のある場合は、ご精算時に充当いたします。

宿泊約款

【本約款の適用】

第1条

1. 当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定に関わらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずる事ができます。

【宿泊引受の拒絶】

第2条

1. 当ホテルは、次の場合には宿泊の受けをお断りすることがあります。

(1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないものであるとき。

(2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。

(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。

(4) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。

(5) 宿泊に関し、特別の負担を求めるものとされたとき。

(6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊せざることができるとき。

(7) 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(8) 宿泊しようとするものが、次に掲げる場合に該当すると認められるとき。

① 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団、暴力團準構成員又は暴力團關係者その他の株式会社ニューミヤホテルの各事業所で認めた社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)

② 反社会的勢力の構成員又は関係者が事業活動を支配する法人そのほかの団体であるとき

③ 法人その役員のうちに反社会的勢力の構成員又は関係者に該当する者があるもの

【氏名等の明告】

第3条

1. 当ホテルは宿泊日に先だつ宿泊の申込み（以下「宿泊予約の申込み」という。）をお受けいたしました場合には、期限を定めてその宿泊予約の申込者に対して明告を求めることがあります。

(1) 宿泊者の氏名、年齢、性別、住所、電話番号、国籍及び職業。

(2) その他当ホテルが必要と認めた事項。

【予約の解除】

第5条

1. 当ホテルは、宿泊予約の申込者が宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、別表、違約金申し受け規定により違約金を申し受けます。ただし、団体客（ペインティングメンバー15名以上のものをいいます。以下同じ。）の一部について宿泊予約の解除があった場合はお受け取った10日前の日（その日以後に当ホテルが宿泊予約の申込をされた場合は、そのお受け取った日）における宿泊予約の数の10%に当たる人數（複数が出た場合は平均して計算）に限ります。

2. 当ホテルは、宿泊予約をしない場合に限ります。

3. 前項の予約は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

【料金の支払い】

第6条

1. 当ホテルは、宿泊期間の最初の3日を超過する場合は、宿泊料金を限度とする予約の支払いを求めることがあります。

2. 前項の予約は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

【料金の支払い】

第7条

1. 当ホテルは、宿泊料金の支払いを求めることがあります。

2. 前項の料金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

【料金の支払い】

第8条

1. 当ホテルは、宿泊料金の支払いを求めることがあります。

2. 前項の料金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

【料金の支払い】

第9条

1. 当ホテルは、宿泊料金の支払いを求めることがあります。

2. 前項の料金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

【料金の支払い】

第10条

1. 当ホテルは、宿泊料金の支払いを求めることがあります。

2. 前項の料金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

【料金の支払い】

第11条

1. 当ホテルは、宿泊料金の支払いを求めることがあります。

2. 前項の料金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

【料金の支払い】

第12条

1. 当ホテルは、宿泊料金の支払いを求めることがあります。

2. 前項の料金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

【料金の支払い】

第13条

1. 当ホテルは、宿泊料金の支払いを求めることがあります。

2. 前項の料金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

【料金の支払い】

第14条

1. 当ホテルは、宿泊料金の支払いを求めることがあります。

2. 前項の料金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

【料金の支払い】

第15条

1. 当ホテルは、宿泊料金の支払いを求めることがあります。

2. 前項の料金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

【料金の支払い】

第16条

1. 当ホテルは、宿泊料金の支払いを求めることがあります。

2. 前項の料金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

【料金の支払い】

第17条

1. 当ホテルは、宿泊料金の支払いを求めることがあります。

2. 前項の料金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

【料金の支払い】

第18条

1. 当ホテルは、宿泊料金の支払いを求めることがあります。

2. 前項の料金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

【料金の支払い】

第19条

1. 当ホテルは、宿泊料金の支払いを求めることがあります。

2. 前項の料金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

【料金の支払い】

第20条

1. 当ホテルは、宿泊料金の支払いを求めることがあります。

2. 前項の料金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

【料金の支払い】

第21条

1. 当ホテルは、宿泊料金の支払いを求めることがあります。

2. 前項の料金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

【料金の支払い】

第22条

1. 当ホテルは、宿泊料金の支払いを求めることがあります。

2. 前項の料金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

【料金の支払い】